

サービス利用料金表(3割負担の方)

【保険給付対象サービス】

令和元年10月1日

〈個室・多床室共通〉（1日あたり利用料金 円）

要介護度	介護1	介護2	介護3	介護4	介護5
基本サービス費	559単位	627単位	697単位	765単位	832単位
栄養マネジメント加算	14単位				
夜勤職員配置加算	13単位				
看護体制加算	I 4単位 + II 8単位				
日常生活継続支援加算	36単位				
機能訓練加算	12単位				
介護報酬単位合計	646単位	714単位	784単位	852単位	919単位
サービス利用料金	6,899円	7,625円	8,373円	9,099円	9,814円
うち介護保険からの給付金額(7割)	4,829円	5,337円	5,861円	6,369円	6,869円
自己負担額(3割)	2,070円	2,288円	2,512円	2,730円	2,945円

*1
*2

※平成30年8月1日より、利用者負担額が1割・2割・3割の方となります。ご確認ください。

※上記のほか、下記の加算についても算定する場合がございます。

※介護職員処遇改善加算Ⅰ及び、介護職員等特定処遇改善加算Ⅰは、算定をしております。

*1 看護体制加算（Ⅰ 4単位/日・Ⅱ 8単位/日）

看護師の体制により、Ⅱの加算は算定しない場合があります。

*2 日常生活継続支援加算（36単位/日）

介護福祉士資格取得状況ならびにご入居者の御状態により加算を申し受けますが、状況によっては算定せず、サービス提供体制強化加算を算定することもあります。

*3 夜勤職員配置加算（Ⅰ 13単位/日）

夜勤を行う介護職員が基準を上回っている場合に加算を申し受けますが、状況によっては算定しない、または要件により夜勤職員配置加算Ⅲ（16単位/日）を加算する場合もございます。

*4 栄養マネジメント加算（14単位/日）

管理栄養士が継続的に栄養管理をし、多職種が連携をして栄養ケア計画を作成した場合に申し受けます。

* 低栄養リスク改善加算（300単位/月）

低栄養状態にある又は低栄養状態のおそれのあるご入居者に対して多職種で栄養改善の為に計画を作成し、計画に従って管理栄養士の栄養管理を行った場合に申し受けます。

* 経口移行加算（28単位/日）

経管による食事摂取から経口摂取を進めるために、医師の指示に基づく栄養管理及び看護師等による支援が行われた場合に、原則として180日を限度に申し受けます。

* 経口維持加算（Ⅰ 400単位/月）

摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる方に摂食・嚥下機能に配慮した経口維持計画を作成し、計画に従い特別な管理を行った場合には原則として6月以内を限度に申し受けます。

○著しい誤嚥が認められる方

○誤嚥が認められる方

* 経口維持加算（Ⅱ 100単位/月）

経口維持加算Ⅰを算定している場合であって、経口による食事摂取を支援するための食事の観察及び会議等に医師などが加わった場合に1月につき算定します。

- * 口腔衛生管理体制加算(30単位/月)
歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行った場合に申し受けます。
 - * 口腔衛生管理加算(90単位/月)
歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が個別に口腔ケアを月2回行った場合に申し受けます。但し、口腔衛生管理体制加算必須
 - * 褥瘡マネジメント加算(10単位/月ただし3月に1回)
褥瘡の発生リスクを評価し、褥瘡発生リスクの高いとされたご入居者に対して多職種で検討し褥瘡ケア計画を作成し褥瘡管理を行った場合に申し受けます。
 - * 療養食加算(1回につき6単位/1日に3回を限度)
医師の指示箋に基づく療養食を提供した場合に申し受けます。
 - * 初期加算(30単位/日)
新規御入居もしくは、30日を越えて入院された後に施設にもどられた場合の最初の30日間に適用される加算です。
 - * 外泊時費用(246単位/日)
入所者が病院又は診療所への入院を要した場合及び入所者に対して居宅における外泊を認めた場合。1月に6日を限度として申し受けます。
 - * 外泊時サービス費用(560単位/日)
外泊時に介護老人福祉施設により提供される在宅サービスを利用した場合は、1月に6日を限度として申し受けます。但し、外泊時費用との併用はできません。
 - * 排せつ支援加算(100単位/月)
排せつに介護を要するご入居者に適切に対応を行うことにより要介護度の軽減・悪化防止が見込まれると医師・看護師が判断し多職種で原因分析し支援計画を作成し行った場合に申し受けます。
 - * 看取り介護加算(Ⅰ 144単位/日・680単位/日・1280単位/日)
御入居者又は御家族等の同意を得て、看取り介護加算として退居日以前30日を上限として1日につき申し受けます。
(夜間の医師体制が整備された場合は、Ⅱ 144単位/日・780単位/日・1580単位/日)
 - * サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ 18単位/日・(Ⅰ)ロ 12単位/日・Ⅱ又はⅢ 6単位/日)
介護福祉士資格取得状況ならびに勤続年数等により申し受ける加算ですが、日常生活継続支援加算と同時の算定はできません。日常生活継続支援加算の変動により替わって対象となる場合があります。
- 〈介護職員の安定的な処遇改善を図るための環境整備とともに、介護職員の賃金改善を目的とした加算〉
- * 介護職員処遇改善加算(Ⅰ 所定単位数×地域区分×8.3%/月)
介護職員の賃金改善計画の作成、職員への周知、計画の実施、県への届出と報告など、国の算定要件を満たしている場合の加算(所定単位数:基本単位+加算単位)
別途加算されます。介護職員処遇改善加算は、Ⅰ～Ⅴで基準適合状況によりございます。
 - * 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ 所定単位数×地域区分×2.7%/月)
経験・技能のある介護職員に重点化しつつ、職員の更なる処遇改善を行うことを目的に国の算定要件を満たしている場合に加算します。一定程度他の職種の処遇改善も含めることも可能な加算です。(所定単位数:基本単位+加算単位)

介護職員等特定処遇改善加算は、Ⅰ～Ⅱで基準適合状況によりございます。

【保険給付対象外サービス】

〈居住費〉	1日あたり 多床室（4人部屋利用）	920円
	個室	1,700円
〈食費〉	1日あたり	1,600円

「特定入居者介護サービス費」

「居住費」と「食費」については、御入居者の所得段階に応じて、利用料の負担を軽減されます。上記の額は第4段階の料金となります。

〈理美容サービス〉

・カット、ブロー	<u>1,700円</u>	・パーマ	<u>3,800円</u>
・ヘアマニキュア	<u>4,200円</u>	・シャンプー	<u>600円</u>
・顔そり	<u>600円</u>	・毛染め	<u>3,800円</u>

自己負担額段階別利用料金(3割負担の方)

特別養護老人ホーム

1日あたりの単位 円

		多床室				個室			
		介護費	居住費	食費	合計	介護費	居住費	食費	合計
要介護1	第1段階	2,070	0	300	2,370	2,070	320	300	2,690
	第2段階	2,070	370	390	2,830	2,070	420	390	2,880
	第3段階	2,070	370	650	3,090	2,070	820	650	3,540
	第4段階	2,070	920	1,600	4,590	2,070	1,700	1,600	5,370
要介護2	第1段階	2,288	0	300	2,588	2,282	320	300	2,902
	第2段階	2,288	370	390	3,048	2,282	420	390	3,092
	第3段階	2,288	370	650	3,308	2,282	820	650	3,752
	第4段階	2,288	920	1,600	4,808	2,282	1,700	1,600	5,582
要介護3	第1段階	2,512	0	300	2,812	2,512	320	300	3,132
	第2段階	2,512	370	390	3,272	2,512	420	390	3,322
	第3段階	2,512	370	650	3,532	2,512	820	650	3,982
	第4段階	2,512	920	1,600	5,032	2,512	1,700	1,600	5,812
要介護4	第1段階	2,730	0	300	3,030	2,730	320	300	3,350
	第2段階	2,730	370	390	3,490	2,730	420	390	3,540
	第3段階	2,730	370	650	3,750	2,730	820	650	4,200
	第4段階	2,730	920	1,600	5,250	2,730	1,700	1,600	6,030
要介護5	第1段階	2,945	0	300	3,245	2,945	320	300	3,565
	第2段階	2,945	370	390	3,705	2,945	420	390	3,755
	第3段階	2,945	370	650	3,965	2,945	820	650	4,415
	第4段階	2,945	920	1,600	5,465	2,945	1,700	1,600	6,245

令和元年10月1日

(注1) 介護費は、介護保険制度の自己負担額(3割)で、金額には栄養マネジメント及び夜勤職員配置、看護体制Ⅰ・Ⅱ、日常生活継続支援加算、機能訓練加算分を含みます。但し、状況によっては加算算定に変動がありますのでご了承ください。

介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算については、別途加算されます。

(注2) 居住費及び食費については、所得階層別の負担上限額により計算しています。

(注3) 平成30年8月1日より、利用者負担額が1割・2割・3割の方となります。

表は、3割負担で算出しておりますので、1割・2割該当の方はご確認ください。